

石巻市地域まちづくり委員会の委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、石巻市地域まちづくり委員会設置条例（平成17年石巻市条例第13号）第5条第1項第3号に定める石巻市地域まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

2 応募資格等

(1) 公募委員の応募資格

公募委員に応募できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア 委員会を設置する対象地域に居住又は通学若しくは通勤している者で、年齢が20歳以上70歳未満のもの
- イ 本市の他の審議会等の委員に選任されていない者
- ウ 本市常勤正職員又は本市市議会議員でない者

(2) 応募資格の例外

委員会を設置する地域の特殊事情により特に必要であると認めるときは、前号の規定にかかわらず、委員会の設置目的、委員構成を勘案の上他の条件を付し、又は条件を変更して公募することができるものとする。

3 募集方法

公募委員の募集は、次に掲げるところにより、第1回会議開催予定日の2月前までに行うこととし、1月程度の募集期間を設けるものとする。

(1) 公募の周知事項

公募にあたっての周知事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 委員会の概要、委員の職務、募集人数及び任期
- イ 応募資格及び応募方法並びに応募期間
- ウ 選考の方法等
- エ 委員の報酬及び費用弁償
- オ 応募先及び問合せ先（庶務を行う所管部署名）
- カ その他必要と認められる事項

(2) 周知方法

周知事項は、広報紙及びホームページへの掲載により周知するものとする。

4 応募方法

(1) 応募申込書の提出

応募は、次に掲げる事項を記載した公募委員申込書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

- ア 住所、氏名、生年月日及び連絡先
- イ 職業、勤務先及び務地又は学校名
- ウ 応募動機
- エ その他必要であると認められる事項

(2) 応募手段

応募は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は応募先への直接提出によるものとする。

5 選考方法

公募委員の選考は、選考委員会による選考とする。

6 選考委員会

(1) 選考委員会の設置

原則として、委員会を所管する事務局ごとに3人の委員で構成する選考委員会を設置するものとする。

(2) 選考委員会の組織

選考委員会は、総合支所長を委員長とし、委員長が指名する課長等で組織するものとする。

(3) 選考方法

応募資格を満たしている者の中から次に掲げる選考基準により委員会が選考し、市長が判断して決定する。

- ア 応募の動機が職務に照らして適切であると判断できること。
- イ 世代(年齢)に偏りが生じないこと。
- ウ 性別に偏りが生じないこと。
- エ 同一の居住行政区に偏りが生じないこと。
- オ 同一の所属団体に偏りが生じないこと。

7 選考結果の通知及び公開

選考の結果については、応募者全員に通知するとともに、応募者個人の情報に該当する部分を除き、公開するものとする。

(様式第1号)

石巻市地域まちづくり委員会 公募委員申込書

〈 応募する地域（○で囲む）：河北 雄勝 河南 桃生 北上 牡鹿 〉

ふりがな	性 別		生年 月日	年 月 日
氏 名	男・女			
住 所	〒	電話番号		- -
職 業		勤務先名 (通勤地) 又は学校名		
応募動機				
所属する 団体・サー クル等	1 2 3			